

中部地方環境事務所

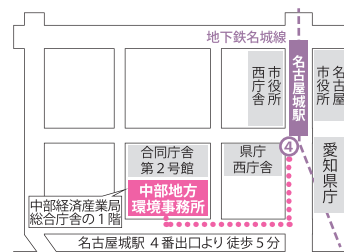
業務概要



中部地方環境事務所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-2
mail REO-CHUBU@env.go.jp
URL <http://chubu.env.go.jp>

総務課	TEL 052-955-2130
地域脱炭素創生室	TEL 052-385-4248
資源循環課	TEL 052-955-2132
環境対策課	TEL 052-955-2134
国立公園課	TEL 052-955-2135
自然環境整備課	TEL 052-955-2131
野生生物課	TEL 052-955-2139
FAX 052-951-8889 /052-951-8919	



関連機関

伊勢志摩国立公園管理事務所	〒517-0501	三重県志摩市阿児町鵜方 3098-26	TEL 0599-43-2210 FAX 0599-43-2373
白山自然保護官事務所	〒920-2501	石川県白山市白峰ホ 25-1	TEL 076-259-2902 FAX 076-259-2805
名古屋自然保護官事務所	〒455-0845	名古屋市中区野跡 4-11-2 稲永ビジターセンター内	TEL 052-389-2877 FAX 052-389-2878
常滑自然保護官事務所		(中部地方環境事務所内)	
中部環境パートナーシップ オフィス (EPO 中部)	〒460-0003	名古屋市中区錦 2-4-3 錦パークビル 4 階	TEL 052-218-8605 FAX 052-218-8606



地域脱炭素創生室は、地域における社会・経済の課題に対応しながら脱炭素化を進める地方自治体や民間企業等を支援するため、令和4年4月1日に設置されました。脱炭素化を目指すモデル地域の形成支援、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画」の策定に関する助言、民間企業や金融機関の連携促進を通じて、中部地域の脱炭素化に取り組んでいます。

1 地域脱炭素化のための取組を支援

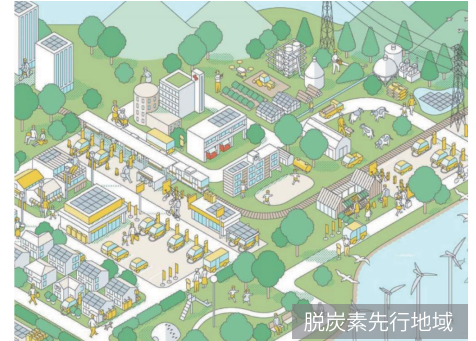
地域特性に応じてモデル的な脱炭素化に取り組む「脱炭素先行地域」を始め、地域における脱炭素化の取組について企画から実行まで伴走支援します。

○ 脱炭素先行地域

「脱炭素先行地域」とは、地域課題を解決し地域の魅力と質を向上を実現しながら、地域の脱炭素を実現するモデル地域です。

環境省を中心として国も積極的に支援しながら、地方自治体や民間企業・地域金融機関が協働する取組により、2025年までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を構築することとしています。

脱炭素先行地域を起点として、その取組の成果をモデルとして横展開することにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、強靱で活力ある次世代の地域社会を創生していきます。



2 温暖化対策推進法に基づく取組を支援

地方自治体による地球温暖化対策の計画である「地方公共団体実行計画」の策定や、地域再エネの最大限導入に向けた再エネ促進区域の設定等について専門的な助言を行います。

3 地域の皆様の連携を促進

地域の脱炭素や持続可能な地域づくりに向けて、様々なステークホルダー（地方自治体、民間企業、金融機関等）に対して、国の補助制度に係る相談を受け付けるとともに、ステークホルダー間の連携を促進します。

4 イベント等の開催

国の施策や予算などの情報発信や、地域のニーズにあったセミナー・意見交換会等を開催します。

○ 地球温暖化に関する中部カンファレンスの開催

地球温暖化の状況、国の施策、世界の動向等に係る最新情報を中部地域のステークホルダーに伝えています。また、カーボン・オフセットとペーパーレスを採用することははじめとして、その普及促進に向けて模範的取組となるよう実施しています。





地域における地球温暖化防止活動の推進に取り組むとともに、地方公共団体、国民、事業者、民間団体等が行う環境教育・環境保全活動を支援し、活動の活性化を図っています。また、環境影響評価の実施による適切な環境配慮の実施並びに化学物質問題や公害問題等への対応に取り組んでいます。

1 気候変動等に関する対策の推進

温室効果ガスの増加による地球温暖化は、気候変動をもたらし、私たち人類を含めた生態系に大きな影響を及ぼします。地域の様々な団体と連携して、地域における適応策の検討・普及など気候変動影響対策の推進や脱炭素社会の実現に向けた国民運動の推進などに取り組んでいます。

○ 中部エネルギー・温暖化対策推進会議の開催

中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報交換・共有やエネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体を始め地域の地球温暖化対策に関する自主的な取り組みを促進するため、中部経済産業局と連携し開催しています。

○ 気候変動適応中部広域協議会の運営

国の地方行政機関、中部7県、市町村、その他関係機関と広域的に連携しつつ地域での適応に関する取組を促進するため、気候変動適応法に基づく法定協議会等を設置し、アクションプランの策定など地域連携を進めています。

2 水・大気・土壌等の環境管理、石綿健康被害救済

地方公共団体との連携を図りながら、大気、水質、土壌等の環境汚染を把握し、緊急の場合は法令に基づいて報告の徴収や立入検査を行っています。また、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定や、石綿による健康被害に対する各種給付金申請の受付及び相談対応等を行っています。

3 環境影響評価の適切な実施

環境影響評価法に基づいて地域特性に応じた審査を適切に行うため、国の地方行政機関や地方公共団体と緊密な関係を築きながら、地域における環境情報の整理、問題点の把握等を行っています。

E S Dの推進



学生による活動発表

SDG s ロゴマーク



出典：国際連合広報センターウェブサイト

4 環境教育、環境保全活動の推進

SDG sの視点を取り入れた地域循環共生圏の創出による持続可能な社会を構築するため、国や地方公共団体、国民、事業者、NPO等様々なステークホルダーによる環境教育や環境保全活動に関する協働取組等を支援しています。

○ 環境パートナーシップの促進

環境教育等促進法に基づく国の地方拠点として、中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）を設置し、地域での環境パートナーシップづくりを支援しています。また、EPO中部内に中部地方ESD活動支援センターを設置し、地域でESD活動やその推進を行う団体間のネットワーク形成を促進しています。

○ 環境教育（気候変動教育）や協働取組を推進する人材の育成

EPO中部や中部地方ESD活動支援センターによる事業支援の成果として作成されたマニュアル等の活用、セミナーやフォーラムの開催等を通じ、民間企業を含む活動団体の人材育成を支援しています。

※ E S D (Education for Sustainable Development)
=持続可能な社会づくりの担い手を育む教育

※ S D G s (Sustainable Development Goals)
=持続可能な世界を実現するための国際目標

■ 気候変動影響対策の推進



中部エネルギー・温暖化対策推進会議

■ 環境影響評価の適切な実施



現地調査



国内外における循環型社会の形成推進のため、関係機関等と連携しながら、廃棄物等の不適正な輸出入を防止するとともに、廃棄物の3R(リデュース:廃棄物の発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)や適正処理、及びそれらを通じた地域循環共生圏の形成の推進等に取り組んでいます。

1 廃棄物の適正処理・不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を確保するには、不法投棄の未然防止と早期発見・対応が極めて重要です。このため、関係機関等と連携し、自治体を対象とした研修会や、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)までの「海ごみゼロウィーク」を中心とした監視活動や啓発活動等を実施しています。

不法投棄対策の推進



藤前干潟での撤去活動

2 廃棄物等の不法輸出入の撲滅に係る取組

経済のグローバル化の進展により、国境を越えた資源の再生利用等が増加しており、環境保全の観点から適正に管理された形での国際的な資源循環の確保が課題となっています。このため、廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入に係る審査や廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に係る事前相談や説明会の開催、税関と連携した貨物の調査などの実施により、廃棄物などの不適正な輸出入の撲滅を進めています。

不法輸出入の撲滅に係る取組



税関と連携した貨物の調査

循環型社会の構築に向けた啓発活動



普及啓発活動等(フードドライブ)



限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。

3 資源循環の推進

プラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)促進に向けた自治体支援や事業者相談等をはじめ、関係機関と連携して、容器包装、家電、建設、食品、自動車、小型家電の各種リサイクル法に基づく事業者への立入検査・調査等の実施により、資源循環推進に関する業務を行っています。

4 循環型社会の構築に向けた啓発活動等

循環型社会を構築していくためには、3Rの取組を進めていくことが必要であり、私たちの生活・行動様式の見直しなど、一人ひとりの地道な取組を進めていくことが重要です。そのため、循環型社会のライフスタイルを「Re-style」として提唱し、各種の環境イベント等を通じて普及啓発活動等を実施しています。

5 PCB期限内処理に向けた取組

人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるPCB廃棄物の期限内処理が必要です。そのため、説明会や勉強会による周知や関係機関との連携を進め、PCBに関連した情報を精査する等して自治体への情報提供等の支援を行っています。

6 災害廃棄物対策

災害時に被災地の早期の復旧・復興を進める上で災害廃棄物の迅速な処理が必要です。そのため、自治体の事前の備えとして計画の策定及び人材育成の支援、都道府県の枠を超えた広域的な連携体制の整備等を行っています。また、災害発生時には廃棄物の早期処理に向けた現地支援を行っています。

PCB廃棄物対策



PCBを含んだ高圧トランス・高圧コンデンサ

災害廃棄物対策



災害により発生した廃棄物



絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、希少種の捕獲等を規制するとともに関係機関と連携して生息地の保全等の保護増殖事業を行っています。また、鳥獣の適正な保護管理のため捕獲等を規制するとともに、7つの国指定鳥獣保護区の保全管理と適正な利用の推進に努めています。さらに、我が国本来の生態系を脅かしている外来生物による被害防止を図っています。

1 希少野生動植物の保護

○ 捕獲や譲渡等の規制

絶滅のおそれのある野生動植物種の捕獲や譲渡等を種の保存法により規制し、保護を図っています。

○ 保護増殖事業

人間の手で積極的に増やさなければ絶滅してしまうおそれのある希少野生動植物種について、関係行政機関や研究者、民間団体と連携しながら、生息地の保護、人工増殖の実施等を行っており、中部地方環境事務所では、ヤシャゲンゴロウ、イタセンパラ、アベサンショウウオ、信越自然環境事務所ではライチョウ、イヌワシについて取り組んでいます。

2 野生鳥獣の保護管理

○ 鳥獣の捕獲許可

野生鳥獣の捕獲や狩猟を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて規制するほか、増え過ぎて農林業や生態系に悪影響を及ぼす鳥獣を管理する県を支援する等して、鳥獣の適切な保護管理を行っています。

○ 鳥獣保護区の管理

特に鳥獣の保護を行う必要がある区域については、国指定鳥獣保護区に指定して鳥獣の保護管理を行っています。鳥獣保護区には管理員を配置し、鳥獣の生息調査、密猟防止等を行っています。

保護区名	指定区分	面積 (ha)	関係県	生息する主な鳥獣種
白山	大規模生息地	37,046	石川県 岐阜県	イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ
片野鴨池	集団渡来地	10	石川県	マガン、ヒシクイ、トモエガモ、コハクチョウ
七ツ島	集団繁殖地	24	石川県	オオミズナギドリ、ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ、アマツバメ
藤前干潟	集団渡来地	770	愛知県	ハマシギ、ダイゼン、オオソリハシシギ、メダイチドリ、ホウロクシギ
紀伊長島	集団繁殖地	6,131	三重県	カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ、カラスバト、ウチャヤメンニユウ
北アルプス	希少鳥獣生息地	110,306	富山県 長野県 岐阜県	ライチョウ、イヌワシ、クマタカ、オオルリ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ
浅間	大規模生息地	29,503	群馬県 長野県	イヌワシ、クマタカ、サンショウクイ、ヤマネ、ニホンカモシカ

○ ラムサール条約湿地

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に基づき、中部地方環境事務所の管内では、芳ヶ平原（群馬県）、立山弥陀ヶ原、大日平（富山県）、片野鴨池（石川県）、三方五湖、中池見湿地（福井県）及び藤前干潟、東海丘陵湧水湿地群（愛知県）がラムサール条約湿地として登録されています。藤前干潟等にはビジターセンターを整備し、湿地に関する情報発信、体験学習等を実施して湿地の保全と適正な利用（ワイズユース）を推進しています。

■ 外来生物であるヒアリ



3 外来生物対策

海外から持ち込まれ、我が国本来の生態系をおびやかしている特定外来生物については、「外来生物法」に基づきその飼育や輸入を規制して被害を防止しています。また、関係行政機関や研究者、民間団体と連携し、特定外来生物の駆除を行う防除事業を実施しています。

■ ヤシャゲンゴロウ



■ 国指定七ツ島鳥獣保護区大島



■ 国指定藤前干潟鳥獣保護区



■ ラムサール条約湿地 立山弥陀ヶ原・大日平





5つの国立公園（上信越高原、妙高戸隠連山、中部山岳、白山、伊勢志摩）の優れた自然の風景を保護するとともに、国立公園を訪れる方々が安全・快適に利用できるように歩道、園地等を整備し、自然とのふれあいを推進しています。また、貴重な自然、景観、歴史文化等の資源を活用した国内外の誘客やエコツーリズムを普及させる取組などを行っています。

1 国立公園の管理

○ 公園計画と管理運営計画

国立公園を適正に管理運営するため、自然公園法に基づいて保護及び利用のための公園計画を定めています。地域の状況に応じて国立公園のきめ細かな管理を行うルールとして管理運営計画も定めています。

○ 開発行為等の規制

国立公園の中では、自然の風景や動植物を保護するため、工作物・広告物等の設置や動植物の採取等を行う際は、事前に許可等を受ける必要があります。申請は、各自然保護官事務所等にお問い合わせ下さい。

○ 公園施設の整備

国立公園を訪れる方々が安全・快適に自然とふれあうことができるように、歩道やトイレ、駐車場等の施設を整備しています。特に利用者が多い場所では、自然情報の提供や自然観察会の開催等の拠点となるビジターセンターの整備を行っています。

○ 国立公園の利用増進

地域の様々な主体が協働して、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進するための「満喫プロジェクト」を展開し、利用者数だけでなく、滞在時間を延ばして自然を満喫できる受入環境の整備に取り組んでいます。

■ 白山国立公園



大汝峰からの白山の火山景観

■ 伊勢志摩国立公園



横山天空カフェテラス

2 自然とのふれあい・エコツーリズム

○ 自然とのふれあい行事の実施

国立公園の自然の中で充実した体験ができるように、自然公園指導員やパークボランティア等の方々と協力しながら、ビジターセンター等を拠点に、自然観察会等の各種プログラムを企画・実施しています。また、子どもたちが自然とふれあい、環境の大切さを学ぶように、小中学生を対象に国立公園のパトロール、動植物の調査等のレンジャー（自然保護官）の仕事を経験していただく行事や出前授業を行っています。

○ エコツーリズムの推進

エコツーリズムは、地域の自然や伝統的な生活文化を体験して学びながら、これらの保全に責任を持つ観光のあり方です。環境保全、観光振興、地域振興などの相乗効果を生むため、エコツーリズムの推進に取り組む市町村や協議会等の団体に対して活動の経費の一部を支援しています。



横山ビジターセンター

■ 中部山岳国立公園



立山とチンダルマ

■ 上信越高原国立公園



湯の丸山とレンゲツツジ

■ 妙高戸隠連山国立公園



野尻湖と黒姫山、妙高山を望む

※ 富山県及び長野県に係る自然環境行政並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、国指定浅間鳥獣保護区及び国指定北アルプス鳥獣保護区各全域の管理等は、信越自然環境事務所が担当します。

伊勢志摩国立公園

悠久の歴史を刻む伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山里海

伊勢志摩国立公園は、三重県中央部に位置する志摩半島とその周りに広がる国立公園です。おおよそ2つのエリアに分けられ、一つは伊勢神宮と背後に広がる自然豊かな森林環境を中心とした内陸のエリア、もう一つは複雑な地形・地質及び小さな入り江と岬が無数に点在するリアス海岸に代表される海沿いのエリアです。民有地の割合が非常に高く（96%以上）、公園内の居住人口も非常に多いため、地域の方たちの生活、歴史、文化、風習などに深く触れることができるのが特徴です。

取組① 満喫プロジェクトの実施

訪日外国人利用者も快適に利用できるように、横山天空カフェテラスや多言語表記の標識などハード面の整備や、Wi-Fi 環境の充実、Youtube 等を通じた情報発信、各種利用コンテンツの作成など、官民連携一体となった取組を進めています。

取組② 景観の改善

観光利用者の多い道路や展望地からの眺望を確保するため、生長しすぎた樹木の枝払いや伐採を細やかに実施しています。また、海岸の漂着ごみの除去も行い、景観の改善やアカウミガメの産卵環境の保全を図っています。

取組③ 外来植物の駆除

国立公園として保全すべき場所を対象に、パークボランティアの協力も得て、オオフサモ、ホテイアオイなど生態系に被害を及ぼす外来植物の駆除を行っています。



英虞湾の夕景



オオフサモの駆除活動

白山国立公園

霊峰白山 雪と高山植物が彩る信仰の山

白山国立公園は、最高峰の御前峰 (2,702m)、大汝峰 (2,684m)、剣ヶ峰 (2,677m) の3峰と周囲の山々を中心とした、おおよそ南北 40 km、東西 30 km にわたる公園です。標高 1,600m 以下の山麓にはブナを中心とした自然林が広がり、高山・亜高山帯にはハクサンフウロやクロユリ等、約 250 種もの高山植物が生育し、原始的な自然環境が保たれています。冬の白山は、北西の季節風がもたらす多量の雪に覆われ、雪国の独特な景観や文化を育んでいます。

取組① 生態系維持回復事業

登山者の増加に伴い人為によって意図的・非意図的に持ち込まれることにより、自然分布域を越えた植物の侵入が見られ、高山・亜高山帯の在来植物との競合や交雑が確認されています。関係行政機関、関係団体及びボランティア等と協働のもと除去対策等の取組を実施しています。

取組② 白山ユネスコエコパーク
(生物圏保存地域)

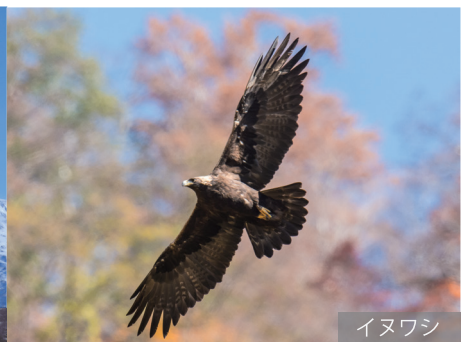
ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イヌワシといった大型野生鳥獣の生息地であり、その自然性の高さからユネスコ「人間と生物圏 (MAB) 計画」に基づく生物圏保存地域 (ユネスコエコパーク) に指定されています。

取組③ マイカー規制

登山ピーク時の交通混雑の緩和、安全確保及び自然保護のため、市ノ瀬～別当出合間 (約 6km) は、7月中旬から10月中旬の週末にマイカー規制が実施されており、代替手段として、シャトルバスが運行されています。



冬の白山



イヌワシ

中部地方環境事務所管内図

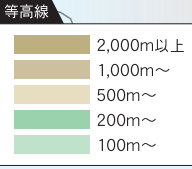
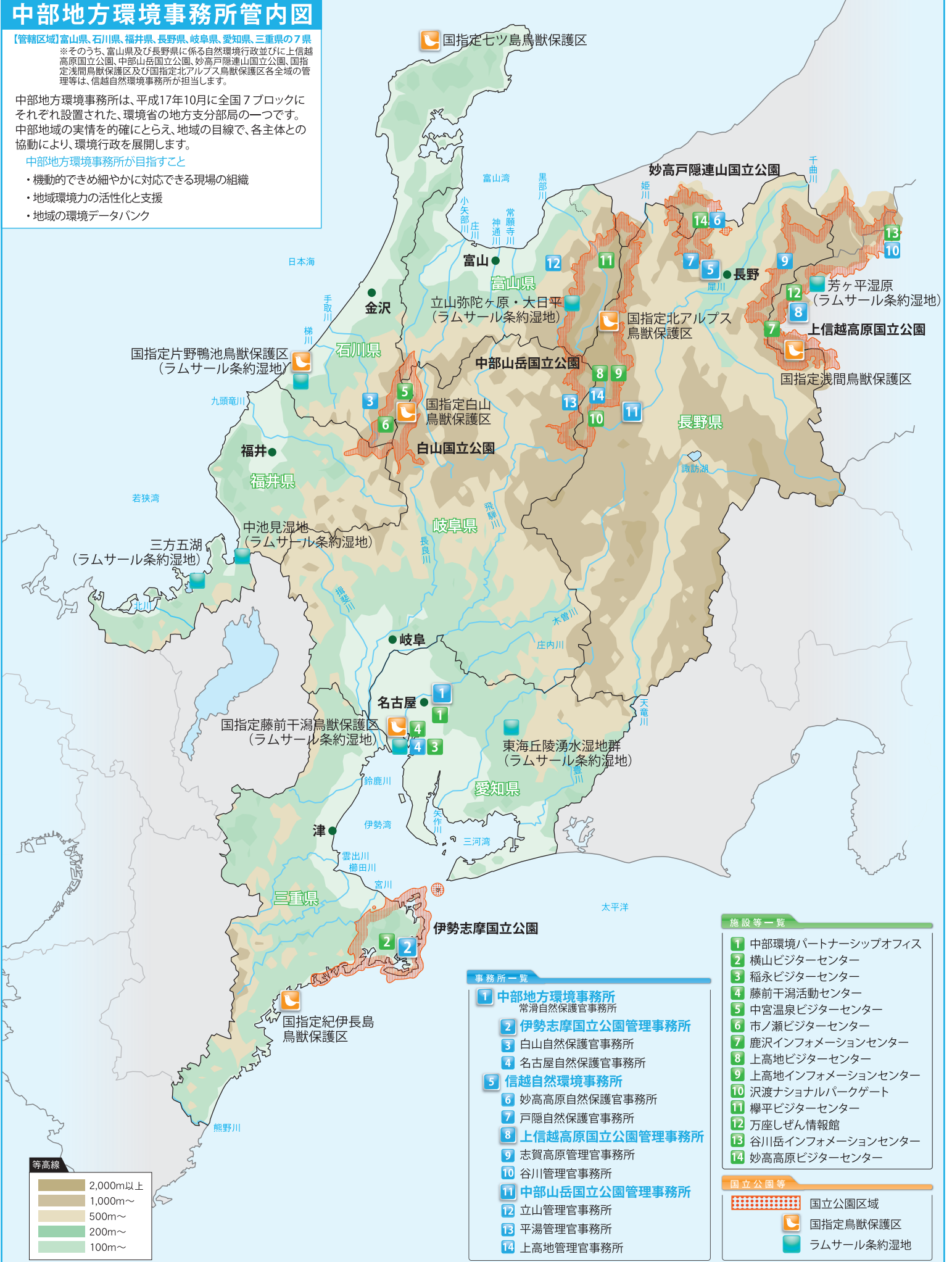
【管轄区域】富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県の7県

※そのうち、富山県及び長野県に係る自然環境行政並びに上信越高原国立公園、中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、国指定浅間鳥獣保護区及び国指定北アルプス鳥獣保護区各全域の管理等は、信越自然環境事務所が担当します。

中部地方環境事務所は、平成17年10月に全国7ブロックにそれぞれ設置された、環境省の地方支分部局の一つです。中部地域の実情を的確にとらえ、地域の目線で、各主体との協働により、環境行政を展開します。

中部地方環境事務所が目指すこと

- ・機動的できめ細やかに対応できる現場の組織
- ・地域環境力の活性化と支援
- ・地域の環境データバンク



- ### 事務所一覧
- 1 中部地方環境事務所
常滑自然保護官事務所
 - 2 伊勢志摩国立公園管理事務所
 - 3 白山自然保護官事務所
 - 4 名古屋自然保護官事務所
 - 5 信越自然環境事務所
 - 6 妙高高原自然保護官事務所
 - 7 戸隠自然保護官事務所
 - 8 上信越高原国立公園管理事務所
 - 9 志賀高原管理官事務所
 - 10 谷川管理官事務所
 - 11 中部山岳国立公園管理事務所
 - 12 立山管理官事務所
 - 13 平湯管理官事務所
 - 14 上高地管理官事務所

- ### 施設等一覧
- 1 中部環境パートナーシップオフィス
 - 2 横山ビジターセンター
 - 3 稲永ビジターセンター
 - 4 藤前干潟活動センター
 - 5 中宮温泉ビジターセンター
 - 6 市ノ瀬ビジターセンター
 - 7 鹿沢インフォメーションセンター
 - 8 上高地ビジターセンター
 - 9 上高地インフォメーションセンター
 - 10 沢渡ナショナルパークゲート
 - 11 樺平ビジターセンター
 - 12 万座しぜん情報館
 - 13 谷川岳インフォメーションセンター
 - 14 妙高高原ビジターセンター
- ### 国立公園等
- 国立公園区域
 - 国指定鳥獣保護区
 - ラムサール条約湿地

【表紙の写真】上:伊勢志摩国立公園「横山天空カフェテラス」 下:「イタセンパラ」(R5.3版)

